

大阪大学学部学則抜粋

(懲戒)

第 33 条 学生に、本学の規則に違反し又はその本分に反する行為があるときは、教授会の議を経て、総長が懲戒する。

2 懲戒は、戒告、停学及び放学とする。

3 停学の期間は、第 9 条に規定する在学年限に算入し、第 8 条に規定する修業年限に算入しない。ただし、停学の期間が 1 月未満の場合には、修業年限に算入することができる。

4 懲戒に関する手続は、別に定める。

(授業料の免除等)

第 48 条 学生が休学した場合の授業料は、休学月の翌月(休学する日が月の初日からのときは、その月)から復学当月の前月まで月割をもって免除する。ただし、休学する日が前期にあつては 5 月以後、後期にあつては 11 月以後であつて、授業料の徴収猶予又は月額分納を許可されていない者で、かつ、前期にあつては 4 月末日までに、後期にあつては 10 月末日までに休学を許可されていないものの当該期の授業料については、この限りでない。

2 第 19 条の 2 の規定により学生の身分を失った場合、第 32 条若しくは第 38 条の 2 の規定により学生を除籍した場合、又は死亡若しくは行方不明のため、学籍を除いた場合は、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。

3 第 49 条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている学生が退学した場合は、月割計算により、退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

第 49 条 本学の学生(科目等履修生、聴講生及び研究生を除く。次項において同じ。)であつて、経済的理由によって授業料の納付が困難であると認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前項に定めるもののほか、本学の学生であつて、修学支援法に基づく授業料免除の支援対象者の要件を満たすと認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

3 前 2 項の徴収猶予の期間は、当該年度を超えないものとする。

第 49 条の 2 前 2 条に定めるもののほか、総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、授業料を免除することができる。

第 50 条 第 49 条の規定により授業料の免除又は徴収猶予(月割分納の場合を含む。以下同じ。)を受けようとする者は、その事由を具して所定の期日までに総長に願い出るものとする。

2 前項の規定により授業料の免除又は徴収猶予を願い出た者に係る授業料の納付については、免除若しくは徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予することができる。

第 51 条 授業料の免除又は徴収猶予を受ける学生は、納期ごとに総長が定める。

第 52 条 第 49 条第 1 項の規定により授業料の免除を受けている者がその事由を失ったときは、その当月から当該期末までの授業料を月割をもって納付しなければならない。

2 第 49 条第 2 項の規定により授業料の免除を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その授業料の免除を取り消すものとする。

3 前項の規定により授業料の免除を取り消されたときは、当該免除に係る授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

4 授業料の徴収猶予を受けている者がその事由を失ったときは、直ちに授業料を納付しなければならない。

(授業料等の不徴収等)

第 52 条の 2 第 44 条及び第 45 条の規定にかかわらず、特別聴講学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。

2 第 46 条第 3 項の規定にかかわらず、特別聴講学生が次のいずれかに該当する場合は、授業料を徴収しない。

(1) 国立の大学又は専門職大学の学生

(2) 本学と相互に授業料の不徴収を定めた相互単位互換協定(部局間協定を含む。)に基づき授業科目を履修する公立若しくは私立の大学、専門職大学若しくは短期大学又は国立、公立若しくは私立の高等専門学校の学生

3 第 44 条、第 45 条及び第 46 条の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日 文部大臣裁定)に基づき入学する者及び本学と外国の大学等との間において相互に検定料、入学料及び授業料の不徴収を定めた大学間交流協定(部局間交流協定を含む。)に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

(検定料、入学料及び授業料の額)

第 53 条 第 44 条の検定料、第 45 条の入学料及び第 46 条の授業料の額は、大阪大学学生納付金規程(以下「納付金規程」という。)の定めるところによる。

(納付済の検定料、入学料及び授業料)

第 54 条 納付済の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

2 第 13 条に規定する選抜試験における次の各号のいずれかに該当する者に対しては、前項の規定にかかわらず、その者の申出により、前項の検定料のうち当該各号に掲げる額を返付する。

(1) 出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合において、第 1 段階目の選抜に合格しなかった者 納付金規程第 2 条第 4 項に定める第 2 段階目の選抜に係る検定料相当額(以下「第 2 段階目選抜検定料相当額」という。)

(2) 出願を受け付けた後において、大学入学共通テストの受験科目の不足により出願資格のないことが判明した者 第 2 段階目選抜検定料相当額

3 第 46 条第 2 項の規定により前期分の授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前期末までに休学又は退学した場合は、納付した者の申出により後期分授業料相当額を返付する。